

# 勤通大&わくわく講座開校式



## 全国一般愛知

発行

2018年  
7月26日(木)

NO:08号

発行責任者

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部  
執行委員長：煤本

くことができました。会社では、成果主義が導入されて、個人課題のもとに業務が進められています。原富さんの話の中に、「能力の共同性」という言葉が

6月24日勤通大の開講式が開かれました。「働くものの生き方と社会を考える」と題して原富悟さん（労働者教育協会常任理事）の講演がありました。社会情勢から労働組合のこのなど、原富さんのこれまでの経験から幅広く話を聞

あり、人とかかわりあい協力しながらでこそ問題を解決することができるといふ内容だと理解しましたが、まったくその通りだと思えました。個人成果主義のようなやり方、とは違う、仕事への取り組み方が絶対にあるはずだ！と強く思いました。翌週の6月30日 つづいて「わくわく講座」の開講式が開かれました。こちらは岡山県労働者学習協会から長久啓太さんを招き「人間らしく生き、働きたい！だから労働組合」と題して講演が行われました。ホワイトボードも使い、ゆとりのお金、ゆりの時間、どれくらいありますか？とか、憲法から労働基準法、ILO条約などの内容を、かみ砕いた言葉で、とてもわかりやすく話を聞くことができました。労働組合はなくちゃならない。一と、強く思い、組織を強くしなくちゃ!!と、まじめに考えました。受講者の交流では、若い保育士さんが、職場で仲間との会議、経営者側との交渉にがんばっている話を聞き、なんて素晴らしい！、自分勝手な自分のことを大いに反省しました。両講座ともにまだ受講申し込みは出来ず。交流会などのイベントも準備されていますので、お気軽に参加してみてください。全国一般愛知地本書記長・学習教育委員 恒川義朗



## 愛知共済会総会開催

7/7日に第29回総会が31名の参加で労働会館にて開催されました。総会では全労連常任理事の挨拶で、大阪北部地震による被害などで火災共済から地震は対象にならないものの、住宅損壊額が100万円を超える場合には、見舞金を支給することが決まったとの報告があり、7月初旬の全国で甚大な被害を出した集中豪雨に対しても見舞金の検討がされていると報告がありました。平田理事より2018年度の経過報告で、基本共済の会員

の減少がありながらも任意共済の加入数では過去最高であったことも報告されています。私達全国一般共済会としても、掛金の高い他の民間各種保険と違って、助け合いの精神で運営する共済を大きくしていく為に、加入者数と口数の拡大に大いに取り組んでいきましょう。地本委員長・煤本

## ナトコ労働組合

ナトコ労働組合の夏季一時金闘争について

毎回要求額を決めるアンケートを集めます。回収率を高める工夫が必要なのですが、気付いた時には手遅れです。いつも手回りの遅いので、次は事務所にクッキーと回収箱でも置こうかと考えています。さて本題ですが、要求月数は、0ヶ月分(リーダー以下本給に対して) (およそ98万円)です。パートや再雇用についても同様に0ヶ月分として要求しました。その他社保負担比率や有休休暇取得向上などの要求を6月12日に提出しました。6月19日に会社から回答がありました。回答額は71万円(6.1ヶ月)。パートや再雇用については、これまで通り金一封6万円という回答でした。6月21日に団体交渉が開かれました。



額となりました。この額で6月28日に妥結となりました。一時金「闘争」と言えない位あっさり終わってしまいました。最近、職場で賃金や労働条件の話をする声がほとんど

聞こえなくなっています。個人的な印象だけかもしれませんが、何となく気になります。この夏の取り組みとして、組合事務所の冷蔵庫を活用し、「アイスあります」の取り組みをすることにしました。この看板を見て、誰か事務所の扉を開けてくれな

いかなあ。 恒川義朗 副執行委員長 ナトコ労働組合

訴することはしませんでした。この判決を受け、組合は6月22日に会社と団体交渉をもちました。その中で、会社は当該部長の処分をすることを表明しました。その処分の内容は、部長職を解任し参事扱いにする、7月15日付けで行う、ということ

を7月3日の夏期一時金団体交渉の中で会社は説明しました。 私たち分会は、この裁判闘争を多数の仲間からの支援を受けて闘ってきました。昨年11月24日に行われた証人尋問では傍聴席を仲間が埋め尽くしました。 パワハラを受けて退職していった方の証言もありました。そして何よりも、パワハラを受けた本人のご家族の理解と励ましが、勝利に結びついたと確信しています。

8月8日(水) 単一協議会幹事会  
8月9日(木) 地方評議委員会& 支部委員会

# パワハラ裁判で勝利判決だー！

## 東信化成分会へ5月25日

回答額の根拠については、単体の業績や原材料費高などの理由が挙げられました。再雇用の待遇については、時給を上げたり、雇用期間を66才まで延長したりということに対応しており、一時金については考えていないという回答でした。何歳まで健康に働けるのか、というやり取りもあり、66才くらいが限界ではないかというのが会社側の考えのようでした。これまで勤めてきた経験や知識を生かして、正社員と変わらない仕事をしていくということから、もつと待遇を向上させるべきというのが組合の考えなので、今後も取り組みを強めていきます。2025年には、3人に1人が65才以上になると言われているし、これからも高齢化が進むことを考えると、退職金や再雇用の条件向上は欠かせません。そうこうするうちに週明けの6月25日に2次回答が出ました。回答額は75万円(2,296ヶ月)で、昨年と同

東信化成分会の組合員に対する所属部長によるパワハラ問題が名古屋地方裁判所で闘われていましたが、判決が去る5月25日に名古屋地方裁判所から出ました。内容は当該部長のパワハラ行為を認定するものでした。

### (判決抜粋)

「被告Uが平成24年頃から相当性を欠く業務上の指導をしてきたと認めるのが相当であり、被告Uの上記指導は不法行為を構成するものというべきである。」

また、会社の対応についても「本件会社が被告Uに対して指導方法等を改めるよう注意、指導したことがあったとは認められない」と見做しました。

そして、その判決で被告Uは“相当額の慰謝料を支払え”という内容でした。

一方で、パワハラをした部長が申し立てた、組合が行った地域ピラによる名誉毀損の損害賠償請求事件については残念ながら組合側が敗訴しました。

判決後、当該部長は控訴しない方向だと弁護士の連絡を受け、組合は当事者の状況や家族の意向など総合的に勘案して、この裁判については収束をしていくことにしました。

金額的には損害賠償請求の4分の1位の額で満足のいくものではないかもしれませんが、パワハラについて裁判所が認定したことは金銭には変えられないものであると評価をし、組合側も控

組合は今後二度とパワハラを職場で起こさない体制を作り、働きやすい職場環境作りをしていく決意です。 あらためて、皆様のご協力に重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

(東信化成分会長・今村)

### 今後の予定

8月8日(水) 単一協議会幹事会  
8月9日(木) 地方評議委員会& 支部委員会

### 編集後記

「全国一般愛知」機関紙は今回で8号目となります。今回原稿、写真を提供してくださった皆様、ご協力ありがとうございました。

愛知地本執行委員

山田正吾